市役所の組織を改編しました

行政の重要課題への対応強化や、事務処理体制の効率化を図るため、令和４年４月１日付けで組織機構を改編しました。

■問い合わせ　調査課（☎２３−５３０６）

01 「市民一課」、「市民二課」の設置

旧市民課と旧生活年金課の事務を整理・再編し、「市民一課」、「市民二課」を設置しました。これにより、より利便性の高い窓口サービスの構築を図っていきます。

▶**市民一課**（☎ 23 - 5144）（市役所本庁舎１階）
印鑑証明、住民票などの証明、住民基本台帳に関係する仕事、戸籍の証明など

▶**市民二課**（☎ 23 - 5378）（市役所本庁舎１階）
総合案内、スマート窓口、市民相談、マイナンバーカードの交付、国民年金、特別医療など

02 地域からの相談窓口の一元化

自治会や公民館に関する業務、地域に対する各種の補助金業務などを総合政策部地域振興課に集約し、地域からの相談窓口を一元化するとともに、新たに「まちづくり企画課」を設置し、まちづくり施策の充実を図ります。

▶**地域振興課**（☎ 23 - 5371）（市役所本庁舎４階）
地域活動（公民館や自治会の活動）、交通安全など

▶**まちづくり企画課**（☎ 23-5373）（市役所本庁舎４階）
地域づくりの施策の調整、美保基地・ウインズ米子関連、NPO・ボランティア団体との連携、国際交流など

03 税と国民健康保険料等の収納業務の一元化

旧収税課を「収納推進課」に改めて、より効率的な収納体制の整備を図るため、税と国民健康保険料と後期高齢者医療保険料の収納業務を一元化しました。

※国民健康保険料、後期高齢者医療保険料のお支払いに関する窓口が保険課から収納推進課に変わります。

▶**収納推進課**（☎ 23-5161）（市役所本庁舎２階）

04 「フレイル対策推進室」の設置

フレイル（「健康」と「要介護状態」の中間の状態）対策の一層の充実を図るため、健康対策課健康長寿担当の体制を強化し「フレイル対策推進室」を設置しました。

▶**健康対策課 フレイル対策推進室**（☎ 23-5458）
（ふれあいの里３階）

05 「ふれあいの里総合相談支援センター」の設置

市民からのあらゆる生活相談を受け止め、支援につなげる総合相談窓口として、ふれあいの里１階に新たに「ふれあいの里総合相談支援センター」を設置しました。
（くわしくは２ページからの特集をご覧ください。）

▶**ふれあいの里総合相談支援センター**（☎ 21-8428）
（ふれあいの里１階）

06 こども政策課「義務教育学校準備担当」の設置

美保地区の義務教育学校の新設に向け、教育委員会事務局こども政策課に新たに「義務教育学校準備担当」を設置しました。

▶**こども政策課 義務教育学校準備担当**（☎ 21-8376）
（ふれあいの里１階）

07 母子保健に関する事務の移管

子どもに関する施策をさらに一元的に推進するため、母子保健に関する事務を福祉保健部健康対策課から、こども総本部こども相談課へ移管しました。

※ご相談やお手続の窓口には変更はありません。

▶**こども相談課発達支援担当**（☎ 21-8347）
（ふれあいの里３階）

市営住宅入居者の募集について

■４月の市営住宅入居者定期募集はありません

４月の市営住宅入居者の定期募集はありません。次回の定期募集は５月２日（月）～11日（水）の予定です。

■市営住宅の随時募集を開始します

定期募集で応募がなかった市営住宅等について、随時募集を４月から開始します。随時募集の対象住宅は、市ホームページ、住宅政策課窓口等で閲覧できます。なお、申込資格および要件については、定期募集と同じであり、先着順で入居者を決定します。

■問い合わせ

住宅政策課（☎23－5263、FAX23－5396）

子育て中の女性の資格取得を支援します！

子育て中の女性の再就職や、非正規から正規雇用への転換を支援するため、就職や仕事に役立つ資格や免許の取得に要する経費の一部を助成します。

■対象者　18歳以下の子を養育する市内に住所がある女性

■対象資格　国家資格、公的資格、民間資格

※介護福祉士、医療事務、建築士、パソコン資格など。ただし、令和４年３月１日以降に取得した資格等に限る。

■補助金額

資格取得にかかる受講料、受験料などの費用の２分の１（上限５万円）

■受付期間　４月１日（金）～令和５年３月31日（金）

※令和４年３月に資格等を取得した場合の受け付けは、同年５月２日（月）まで。

■問い合わせ

男女共同参画推進課（☎23－5419、FAX23－5392）

国民年金は将来の大きな支えです

国民年金は、高齢になったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支える制度です。20歳から60歳までの人が保険料を納めます。

■国民年金の種類

▶**老齢基礎年金**

受給資格を満たす人が原則65歳になったときに受け取れる年金

▶**障害基礎年金**

病気やけがで障がいが残ったときに受け取れる年金

▶**遺族年金**

加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れる年金

■納付が困難な場合の制度

▶**学生納付特例制度**

20歳以上の学生は、所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予されます。

※対象の学校

大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限１年以上）

▶**納付猶予制度**

学生でない50歳未満の方で、本人と配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予されます。

■問い合わせ

市民二課

（☎23－5142、FAX23－5392）

米子年金事務所

（☎34－6111（音声案内２→２）、FAX22－4842）

よなご彫刻散策

米子市にはたくさんの野外彫刻があります。
彫刻作品を楽しみながら、まちを散策してみませんか。

斉藤（さいとう） 和子（かずこ） 作《記憶の形象》
(KAZUKO)

あなたは、この彫刻が何に見えますか？お正月に食べたお餅のような、子どもを抱っこする母のような…。

本作は、米子艇庫側から湊山公園に入ってすぐの、山茶花に囲まれた場所に設置されています。斉藤は何度もここを訪れ、場所と作品が共鳴することを意識して制作に臨みました。

東京藝大大学院在学中から「記憶」をモチーフに石彫制作をしている斉藤。「記憶」という曖昧な形態を石の中から引きずり出して表現したといいます。初めての米子での公開制作で、斉藤が目にするもの、来場者との語り合いなどから感じたことを作品に投入したのです。優しく、流動的で滑らかな肌合いの彫刻です。

米子市美術館　副館長兼主幹学芸員　青戸貴子

特別医療費を助成しています

障がいのある方や、ひとり親家庭、特定疾病、18歳未満のお子さんなどに、医療費を助成しています。

■対象者と自己負担額

対象者	自己負担額
▶身体障害者手帳1・2級の方 ▶療育手帳A判定の方 ▶療育手帳に特別医療該当と記載がある方 ▶精神障害者保健福祉手帳1級の方 （☆）	▶住民税非課税世帯 無料 ▶住民税課税世帯 保険診療分の1割 （院外薬局無料） ※医療機関ごとの上限額 ①本人が住民税非課税 通院 1,000円／月 入院 5,000円／月 ②本人が住民税課税 通院 2,000円／月 入院 10,000円／月
▶特定疾病 18歳以上20歳未満で特定の疾病に該当すると診断された方。また、20歳以上で先天性代謝異常等の一部の疾病の方。 ▶ひとり親家庭（☆） （子・親）子どもが18歳に達する年度末まで ▶小児 （子）18歳に達する年度末まで ▶身体障害者手帳3級の方（☆） ▶療育手帳B判定の方（☆） ※医療機関等で一旦支払った後、払い戻しの手続きが必要。	▶通院 1日あたり530円まで ※医療機関ごとに月4回まで。院外薬局は無料。 ▶入院 1日あたり1,200円
▶70歳未満で精神障害者保健福祉手帳2級または3級の方（☆） ※後期高齢者医療制度の被保険者を除く。	自己負担額の2分の1 ※医療機関等で一旦支払った後、払い戻しの手続きが必要。

（☆）：所得の制限などあり。
※受給資格を喪失した方も、再度受給できる場合あり。
※保険適用外の治療や入院時の食事療養費などは対象外。
※県外の医療機関では、一旦窓口で支払われた後、払い戻しの手続きが必要。

■申請場所　市民二課（本庁舎1階）、地域生活課（淀江支所）
■問い合わせ　市民二課（☎23－5123、FAX23－5391）

ヒューマンライツ

～みんながしあわせな社会をめざして～

人権（ヒューマンライツ）について考えます

インターネットと人権侵害について

問 人権政策課（☎23－5415 FAX37－3184）

インターネットは、今やスマートフォンに代表されるように、私たちの生活の中に浸透し、手軽で身近なコミュニケーションの手段として欠かせないものとなっています。

文字や画像、時には音声や動画を簡単に収集・保管・活用することができ、人との直接的な接触がためらわれるコロナ禍の現在、人と人とを結びつける手段として、今まで以上に活用する機会が増加しています。

しかし、一方で、個人情報の流出、誹謗中傷（ひぼうちゅうしょう）、差別、いじめなどのトラブルや詐欺などの犯罪に悪用される場合もあります。ネットの書き込みは、瞬時に世界中へ拡散し、完全に削除することが困難なため、被害者は深く傷つき、中には命にかかわる事態も生じています。

ネットを利用する場合、使いこなす技術だけでなく、正しいことを見極める力を身につけることが大切です。気づかないうちに人権を侵害する（他人を傷つけたり、迷惑をかけたりする）ことのないよう気をつけましょう。このことはネット上に限らず、現実の世界においても同様です。人権に関する正しい知識を身につけ、その内容を常に最新のものに更新していきましょう。

―すべての拉致被害者の一刻も早い帰国実現をめざして―　＜県民メッセージ抜粋＞

声を絶やしてしまっては、拉致問題は解決へ前進しません。粘り強くがんばりましょう。

狂犬病の予防注射を受けさせましょう

生後91日以上の犬を飼っている方は、次のことが義務づけられています。

▶飼い犬の登録をすること
▶飼い犬に年１回の狂犬病予防注射を受けさせること
▶犬の鑑札と注射済票を飼い犬に装着すること

■「狂犬病予防注射済票」が変わりました

小型化し、首輪に装着しやすくなりました。

◀令和４年度に変更になった注射済票

■予防注射に持参するもの

犬の登録証（手帳）、通知ハガキ、料金3,100円
（注射済票交付手数料550円＋注射料金2,550円）
※犬の登録を併せて行う方は料金 6,100 円のみ持参
（登録手数料 3,000 円を加算）

■指定動物病院

ａｉ動物クリニック（東福原）	☎ 35－0031
あかいどうぶつ病院（中島）	☎ 21－8719
しん動物病院（淀江町佐陀）	☎ 56－2180
ピッコロ動物病院（車尾）	☎ 22－5668
ふじい動物病院（両三柳）	☎ 21－8808
山崎動物病院（両三柳）	☎ 24－4076
山本動物病院（長砂町）	☎ 32－0900
米子動物医療センター（米原）	☎ 32－8082
レオ動物病院（美吉）	☎ 30－2735
たかもり動物病院（境港市）	☎ 44－8171
やじまアニマルクリニック（境港市）	☎ 47－1550
よしの犬猫病院（境港市）	☎ 21－7541
木嶋動物病院（伯耆町）	☎ 68－5300
ナスパル動物病院（大山町）	☎ 0858－58－2060

■問い合わせ

環境政策課（☎23－5257、FAX23－5258）

■集合注射会場

事故を防ぐため、犬を制御できる方が連れてきてください。

日程（４月）	会場	時間
７日（木）	五千石公民館	午前９時30分～９時45分
	成実公民館	午前10時～ 10時20分
	県公民館	午後２時～２時15分
	春日公民館	午後２時30分～２時50分
	巌公民館	午後３時５分～３時20分
８日（金）	永江公民館	午前９時30分～９時45分
	尚徳公民館	午前10時～ 10時20分
	夜見公民館	午後１時40分～１時55分
	住吉公民館	午後２時15分～２時35分
	加茂公民館	午後２時50分～３時10分
10日（日）	米子市役所（正面玄関前）	午後１時30分～１時50分
11日（月）	義方公民館	午前９時10分～９時25分
	錦海団地集会所	午前９時40分～ 10時
	啓成公民館	午前10時20分～ 10時35分
	宇田川公民館	午後２時～２時15分
	淀江公民館	午後２時30分～２時50分
12日（火）	崎津公民館	午前９時20分～９時40分
	彦名公民館	午前10時～ 10時20分
	大篠津公民館	午後１時40分～２時
	和田公民館	午後２時15分～２時35分
	富益公民館	午後２時50分～３時10分
13日（水）	淀江支所	午前９時30分～９時40分
	大高公民館	午前10時～ 10時20分
	福生東公民館	午後１時40分～２時
	福米東公民館	午後２時15分～２時30分

飼い犬に関する届出場所

■問い合わせ　環境政策課（☎23－5257、FAX23－5258）

届出内容	届出先
▶犬の登録および鑑札の交付 ▶狂犬病予防注射済票の交付 ▶犬が死亡したとき ▶犬の住所が変わったとき ①市内転居（市内→市内） ②転入（市外→市内）：転入前市区町村の鑑札を添え届出。 ▶飼い主が変わったとき ▶飼い主の住所・氏名が変わったとき	環境政策課（クリーンセンター２階） 市民二課（市役所本庁舎１階） 地域生活課（淀江支所１階）
▶犬の住所が変わったとき（転出：市内⇒市外）	転出先市区町村（鑑札を添えて届出）

＼届出してね♪／

駅前周辺の自転車の駐輪は禁止

自転車などの放置は、歩行者や障がい者の迷惑になります。米子駅前の駐輪は、米子駅前地下駐輪場をご利用ください。

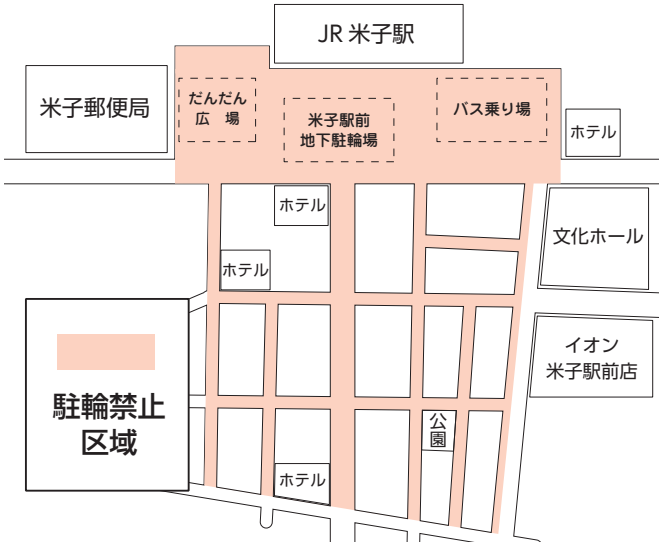

■返還には手数料が必要

米子駅前に放置された自転車などは、撤去し米子駅前地下駐輪場に保管します。返還には自転車1,600円、原動機付自転車2,460円の撤去保管手数料が必要です。

■問い合わせ

建設企画課（☎23−5243、FAX23−5396）

高額介護サービス費申請のご案内

介護保険サービスの１か月の利用者負担が上限額を超えた場合は、「高額介護サービス費」として後日お返しします。
※過去の利用分も２年間さかのぼって申請可能
※施設利用の際の部屋代、食事代等は対象外

区分	世帯上限額
年収約1,160万円以上	140,100円
年収約770万円以上 年収約1,160万円未満	93,000円
住民税課税世帯 年収約770万円未満	44,400円
住民税非課税世帯等	24,600円 ※合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の方等は個人上限15,000円
生活保護を受給している方等	15,000円

■申請に必要なもの　介護サービス費の領収書、認印、高額介護サービス費の振込希望先の預金通帳

■問い合わせ

長寿社会課（☎23−5132、FAX23−5012）

新入生が通学する春先は運転に注意！

春は入学や進級を迎える小学生の歩行中の交通事故が増加します。事故を減らすため、できることを実践しましょう。

■交通ルールを守る

ドライバーや自転車利用者、歩行者が、お互いに交通ルールを守りましょう。安全な運転を心がけるとともに、自動ブレーキ等の安全運転装置の取り付けや、同装置を搭載した先進安全自動車を選びましょう。

■横断歩道は歩行者が優先

歩行者は、必ず横断歩道を渡り、左右の安全を確認するとともに、運転者に対して手を上げるなど、横断する意思を示しましょう。ドライバーは、横断歩道手前で減速し、渡ろうとする歩行者がいるときは一時停止しましょう。

■ながら運転はしない

スマートフォンを操作しながらの自動車・自転車の運転は非常に危険。絶対にしないようにしましょう。

■自転車乗車時はヘルメットを着用

自転車に乗るときは、子どもだけでなく大人もヘルメットを着用しましょう。

■飲酒運転の根絶

飲酒運転は絶対にやめましょう。また、４月１日から事業所の安全運転管理者によるアルコールチェックが義務化されます。

■春の全国交通安全運動が開始

期間中は、交通安全の関係者が市内各所で運動を展開します。今一度、交通安全について考えましょう！

▶と　き　４月６日（水）～15日（金）

▶運動の重点

①子どもを始めとする歩行者の安全確保
②歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上
③自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

■問い合わせ

地域振興課（☎21−8605、FAX23−5568）

重度心身障がい者へタクシー利用券を交付

■対象者　次の①・②両方に該当する方

①米子市に住所があり、身体障害者手帳１級、２級または療育手帳Ａを持っている方
②令和３年度の住民税が非課税世帯の方または生活保護世帯の方

■補助金額　初乗り料金（手帳を提示し１割引き後の金額）

■枚数　１か月につき３枚

■受付開始　３月31日（木）（利用は４月１日（金）から）

■受付場所

障がい者支援課（本庁舎１階）、地域生活課（淀江支所）

■問い合わせ

障がい者支援課（☎23−5549、FAX23−5393）

米子市ホームページバナー広告募集中！

■掲載料　１枠あたり月額11,000円（税込み）
■掲載枠数　12枠
問秘書広報課（☎23−5372、FAX23−5395）

１か月だけの掲載もOK♪

学校給食 いきいきこめっこレシピ

No.46　ふきと高野豆腐の含め煮

材料（４人分）

鶏のもも肉	80g	枝豆	20g
高野豆腐	40g	しょうゆ	小さじ２
干ししいたけ	4g	薄口しょうゆ	小さじ２弱
ふき水煮	40g	三温糖	小さじ１
たまねぎ	120g	みりん	小さじ 2/3
にんじん	50g	和風だしの素	小さじ 1/3
ごぼう	40g	サラダ油	小さじ 1/3

作り方（所要時間約20分）

① 鶏もも肉は２cm 角、ふきは３cm の長さに切る。たまねぎは６mm のスライス、にんじんは５mm のいちょう切り、ごぼうはささがきにする。

② 高野豆腐はたっぷりの水につけてもどす。上からおさえて水と空気を抜き、１cm の角切りにする。干ししいたけは、戻して薄くスライスにする。（戻し汁は使用するので残しておく。）

③ 鍋にサラダ油を熱し、鶏もも肉を炒める。ごぼう、にんじん、たまねぎを順に加え、さっと炒める。

④ ③に枝豆、高野豆腐、干ししいたけ、ふきの水煮を加え、干ししいたけの戻し汁と具がひたるくらいの水を入れ、和風だしの素、みりん、三温糖、しょうゆ、薄口しょうゆの順に調味し、煮込む。

今月のひとくち食育

ふきは、古くから日本人に親しまれてきた春の山菜のひとつで、特有の香りとほろ苦さが特徴です。
給食では、鉄分やカルシウムが豊富な高野豆腐と一緒に含め煮にして登場します。
ぜひご家庭でもお試しください。

米子市学校給食キャラクター
こめ太　こめ子

■問い合わせ　学校給食課（☎３３－４７５１、FAX ３３－４７５７）

地域のまちづくり活動を募集

地域の課題解決や、よりよい市民生活の実現につながる活動を支援します。

■募集する活動

▶地域課題の解決など住みよいまちづくりのための活動
▶地域の特色を生かしたまちづくりのための活動
▶これまでのまちづくり活動を進展させる活動
※行政や公益法人から補助、助成、委託を受けている活動は対象外。

■交付金（１団体につき１コース）

▶**ちょっこし活動コース**（団体の活動実績不問）
対象経費の全額（上限10万円）
▶**がいな活動コース**（１年以上の活動実績のある団体）
対象経費の３分の２以内（上限30万円）
▶**継続活動コース**（過去に交付金を受領した団体）
対象経費の２分の１以内（上限20万円）

■交付金の対象経費

チラシ・ポスターの作成費、材料・消耗品の購入費など
※団体の運営費や飲食費は対象外。

■応募資格

次のすべてを満たす団体
▶市内を拠点として活動している
▶５人以上で構成（過半数が市内に在住、通勤・通学）
▶会則や規約などがある

■申込期間　４月４日（月）～28日（木）

■申込方法

交付申請書、必要書類を提出（要事前相談）
※申請書は、まちづくり企画課、淀江支所、各公民館にあります。市ホームページからもダウンロード可能。

■選　考

▶審査会にて応募団体への質疑応答があります。
▶審査会の決定を踏まえ、市が交付する団体を決定。

■問い合わせ

まちづくり企画課（☎２３－５３７３、FAX ２３－５５６８）

『ムーミン谷のオーロラ』投影開始！

テレビアニメ『ムーミン』のプラネタリウム番組の投影が米子市児童文化センターで始まります。ぜひお越しください！

© Moomin Characters ™
製作/配給 五藤光学研究所

■投影開始　４月７日（木）
※投影時間は20ページに掲載。

■ストーリー

冬眠から目覚めたムーミンは、深い雪に包まれたままのムーミン谷を見てビックリ。春がまだ来ていないのです。しかもママも眠りについたまま、目を覚まそうとしません。ムーミンたちは、春を呼び戻し、ママの目を覚ますことが出来るのでしょうか？

■問い合わせ　米子市児童文化センター（☎３４－５４５５）